



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成19年4月27日

住 所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役 矢尾板 康夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



| | | | |
|---|--|------|----------|
| 許可の年月日 | 平成19年4月27日 | 許可番号 | 胆環生第451号 |
| 施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。) | 施行令第7条第12号の2 (廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設) 施行令第7条第13号 (ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設及び分離施設) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物 | | |
| 設置場所 | 室蘭市仲町14番7 | | |
| 処理能力 | 分解施設 1.8t/日(24時間)、0.075t/時間 洗浄施設 10.8t/日(24時間)、0.45t/時間 分離施設 3.4t/日(24時間)、0.141t/時間 | | |
| 許可の条件 | ***** | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 有 ・ (無) | | |
| 留意事項 | 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |

平成27年1月15日 許可証書換交付 (商号及び代表者の変更。) (胆振総合振興局)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成23年11月25日

住所 東京都港区芝一丁目7番17号

氏名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役 矢尾板 康夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



| | | | |
|---|--|------|-----------|
| 許可の年月日 | 平成23年11月25日 | 許可番号 | 胆環生第3146号 |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。) | 施行令第7条第12号の2 (廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物 | | |
| 設置場所 | 室蘭市仲町14番7 | | |
| 処理能力 | 12.2 t/日(24時間)、0.51 t/時間 | | |
| 許可の条件 | ***** | | |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | 春 . (無) | | |
| 留意事項 | 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |

平成27年1月15日 許可証書換交付 (商号の変更。)

(胆振総合振興局)